

改訂にあたって

1 前言

町は、近世来、利根川とともにあり、河岸の町として繁栄してきた反面、常に水害との闘いの歴史であった。平成 22 年の内閣府中央防災会議専門調査会における利根川左岸氾濫時（1 回／1,000 年）の被害想定報告では、避難率 80%でも約 800 人の逃げ遅れ者が発生すると想定され、令和元年には東日本台風（19 号）により、72 年ぶりとなる利根川氾濫の危機に接した。さらに近年は、毎年、北海道から九州にいたる全国各地で想定外の大規模水害、土砂災害、火山噴火等の風水害により甚大な被害が発生している。

また、地震においても、昭和 24 年の「地震観測法」で最大震度 7 が設定されてから 74 年の歴史の中で、平成 7 年の阪神淡路大震災以降のわずか 20 年間で震度 7 を記録した地震が 6 回も発生し、さらに首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震が、30 年間に 70～80%の確率で発生する可能性があるなど蓋然性が高まり、町でも震度 5 強～震度 6 強が想定されている。

町は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 5 条において、「基礎的な地方公共団体として町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関などと協力を得て、地域にかかる防災に関する計画（以下「地域防災計画」という。）を作成し、実施する義務を有する」と規定され、町は、今までハード・ソフトの両面にわたり防災・減災対策を推進してきた。

しかしながら、現代の大規模災害においては、行政、関係機関（いわゆる公助）が住民一人ひとりを避難させ、救助することは実質不可能であり、「自らが危険を認識し、行動しなければ助からない」といった実態がある。これらを踏まえ、平成 30 年内閣府中央防災会議の報告書に、国民に向けたお願いメッセージとして「判断すべきはあなたで、守るのもあなた自身」と発し、町の防災アドバイザーである東京大学大学院の片田特任教授からも、「防災意識の転換期」である認識を持つべきとの指導を頂いている。また、犠牲者の占める割合が要配慮者、特に高齢者に集中する現状から「要配慮者を如何に救うか」を焦点とした法令の改正も行われている。

これら現在の取り巻く環境、法令等の改正、そして近年の災害対応実績等を踏まえ、町として防災・減災に対し今まで通り最大限の努力を傾注しつつ、併せて「自らの命は自ら守る」を重要ポイントとして町全体の防災意識・気運を高め、共に「災害による犠牲者『ゼロ』」を最大目標とし取り組んでいく必要がある。

今回の地域防災計画の改訂は、昭和 41 年の制定以来 4 回目、8 年振りとなる全改訂であり、この目標を達成すべく、実効性ある計画として見直し、改訂を行ったものである。

令和 5 年 3 月 31 日

境町防災会議事務局

2 防災上の特性及び取り巻く環境

- (1) 近年の大規模災害の特性は、「頻発化」「激甚化」「複合化」「広域化」「長期化」
 (2) 町として、近年、次のようなあらゆる災害を経験

- | |
|--|
| ① 平成 23 年の東日本大震災 …… 「大規模地震（最大震度 5 強、倒壊家屋無）」 |
| ② 平成 27 年の関東・東北豪雨 …… 「大規模内水氾濫（約 500 戸の床上下浸水）」 |
| ③ 令和元年の東日本台風 …… 「広域避難（全国初 町民の約 44%が避難）」 |
| ④ 令和 2 年以降新型コロナウイルス …… 「感染症（3 年間で町内の約 3,600 人が感染）」 |

- (3) 情報環境の「インターネット・デジタル・システム化」、「情報ツール・SNS」の普及
 (4) 近年の大規模災害を教訓とし、次のように主要防災関連法令を改正

災害対策基本法等	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生のおそれ段階の政府災害対策本部の設置 ② 避難情報・警戒レベルの修正（避難勧告廃止、避難指示への 1 本化等） ③ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成
災害救助法	<ul style="list-style-type: none"> ① 上記に伴い災害発生のおそれ段階における法の適用等 ② 適用基準の解釈の緩和、4 号基準（被災者の被害発生への恐れ）の推奨
水防法 気象業務法	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定河川洪水浸水想定区域図適用基準の変更（1/200 年から 1/1,000 年） ② 浸水地域の社会福祉施設等の避難確保計画策定・報告・訓練の義務化等 ③ 指定河川洪水予報、警報・特別警報、緊急地震速報等の発表基準の修正

3 5つの改訂ポイント

(1) 法の責任と権限に基づき町が主体となり実施すべき対応・業務を焦点に整理
(2) 法令、県・国の計画、ガイドライン等の法令等の改訂に整合
(3) 近年に経験した災害の対応実績、教訓等を踏まえて整理
(4) 町のハード・ソフト両面にわたる「防災・減災への取り組み」を反映
(5) 町の上位計画（総合計画等）の方針に整合し、防災関係計画等の準拠となるよう整理

4 各計画の主要改訂点

3項の「5つの改訂ポイント」を踏まえ、各計画を修正した。なお、各計画区分及び主要改訂点は、次表のとおりである。(計画の構成等の細部は「第1編 総則」を参照)

計画区分	主要改訂点
第1編 総則	各対策計画の基礎となる町の地域・災害特性等を踏まえて全体を構成 町で過去に発生した災害や、最も災害リスクの高い水害に影響を与える地形特性や水系等について追加
第2編 風水害 対策計画	利根川氾濫の大規模水害における広域避難への対応を焦点に再整理 1 発災前・発災後の応急活動を区分して計画体系を時系列に再構成 2 広域避難のための避難者の支援体制、組織図・役割を追加 3 実体験に基づき、本部長の意思決定から避難までのプロセスを反映
第3編 震災 対策計画	首都直下地震のうち、町で最大震度6強が想定される「茨城・埼玉県境地震」を主対象として、実体験を踏まえて整理 1 発災後の被害概況調査体制及び組織図を追加 2 地震災害等における避難施設の開設基準、地震の規模に応ずる避難施設使用の考え方を追加 3 被災後の建築物の応急判定の種類、概要、業務の流れを追加 4 現行の付編「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」は、東海地震計画の廃止に伴い削除し、新たに大規模後発地震に備えた「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた基本的な防災対応の基本構想」を追加
第2・3編 各計画 共通事項	災害救助法等の適用の基本及び町が実施すべき事務処理を追加 1 基本的事項（適用段階、業務主体（県）、基本原則、基準、経費等） 2 被害認定調査及び罹災証明書の交付、被災者生活再建支援等に関する事務処理及びその流れを具体的に記述
第4編 原子力災害 対策計画	原子力災害の基本的事項及び被災地の広域避難者の受入れを追加 茨城県及び福島県の原子力災害対策計画に基づき、水戸市及びいわき市民の広域避難者の受入れについて追加
第5編 一般災害 対策計画	雪害対応及び各種感染症全般（人・動物）の対応について追加 1 支援協定に基づく雪害時の体制、除雪担任・塩カル散布場所等を追加 2 各種感染症の基本、県の防疫指針及び県の家畜伝染病対応時の支援区域支援職員としての防疫業務等を追加
資料編	各対策計画の改訂に伴う補足・準拠となる資料及び様式を追加 1 近年経験した災害対応実績・アンケート結果等を統計資料として追加 2 消防団の他、消防組織として常備消防の概要、相互支援体制を追加 3 防災設備・施設・拠点、処理施設等の概要を追加 4 災害支援体制の追加（バス協会による避難時の輸送支援体制等） 5 情報・通信関係に各種災害情報にかかるシステムを追加 6 地震予測である「緊急地震速報」（長周期地震動を含む）を追加 7 人的被害状況計上・公表の準拠となる国・県の通知文等を追加 8 応急危険度判定、災害救助法に基づく応急修理関係の各種様式を追加

5 令和4年度 境町防災委員（30人）

地域防災計画は、「境町防災会議条例（昭和38年2月12日条例第2号）」第3条に基づき、会長（町長）に任命された第1号～10号までの防災会議委員（30人以内）で構成する町の「防災会議」が策定する計画であり、令和4年度の防災会議委員は、次表のとおりである。

委員	防災会議条例3条に基づく委員	令和4年度の防災会議委員	氏名
1号	指定地方行政機関の職員	① 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 所長	津森 貴行
2号	茨城県の知事の部内の職員	② 茨城県古河保健所 所長	大谷 幹伸
		③ 茨城県境工事事務所 所長	野島 泰久
3号	茨城県警察の警察官	④ 茨城県境警察署 署長	菊池 俊彦
4号	町の部内の職員	⑤ 境町副町長	野尻 智治
		⑥ 総務部長	島根 行雄
		⑦ 企画部長	佐野 直也
		⑧ 町民生活部長	野口 和久
		⑨ 福祉部長	石塚 孝志
		⑩ 建設農政部長	松本 隆弘
5号	教育長	⑪ 境町教育長	忍田 暢男
6号	消防団長	⑫ 境町消防団長	加藤 正則
7号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	⑬ 東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社 古河事務所 所長	松村 進
		⑭ 茨城西南医療センター病院 施設課長	小松 昭善
		⑮ 境町社会福祉協議会 会長	池上 仁
		⑯ NTT東日本栃木支店 支店長	小林 博文
		⑰ 茨城県建設業協会境支部 支部長	新井 孝
8号	茨城西南広域消防本部の職員	⑱ 茨城西南広域消防本部 坂東消防署 署長	菊地 幸男
		⑲ 茨城西南広域消防本部 坂東消防署 境分署長	野口 求
9号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	⑳ 境町区長会 会長（松岡町1区長）	浅沼 明
		㉑ 東京大学大学院 情報学環 特任教授 （境町防災アドバイザー）	片田 敏孝
10号	その他特に必要と認められた者	㉒ 境町議会 議長	倉持 功
		㉓ 長井戸沼土地改良区 理事長	青木 輝明
		㉔ 陸自第102施設直接支援大隊 大隊長	大島 貴将
		㉕ 境町商工会 会長	斉藤 哲生
		㉖ 茨城むつみ農業協同組合 代表理事組合長	石塚 克己
		㉗ 民生委員・児童委員連合協議会 会長	猪瀬 晴男
		㉘ さしま環境管理事務組合 事務局長	橋本 巖
		㉙ 茨城県境町国際交流協会 会長	肥後 輝代
		㉚ 境町ボランティア連絡協議会 会長	酒井 基子

総目次

第1編 総則

第1章	計画の目的及び構成.....	1-1
第2章	町の防災環境.....	1-4
第3章	災害履歴.....	1-8
第4章	被害想定.....	1-23
第5章	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-33

第2編 風水害対策計画

第1章	災害予防計画.....	2-1
第2章	災害応急対策計画.....	2-62
第3章	災害復旧・復興対策計画.....	2-233

第3編 震災対策計画

第1章	災害予防計画.....	3-1
第2章	災害応急対策計画.....	3-60
第3章	災害復旧・復興対策計画.....	3-216

付編 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の基本構想

第1章	総則.....	3-250
第2章	国の南海トラフ地震対応における基本事項.....	3-262
第3章	町の防災対応の基本構想.....	3-265

第4編 原子力災害対策計画

第1章	災害予防計画.....	4-1
第2章	緊急事態応急対策計画.....	4-6
第3章	復旧・復興対策計画.....	4-14
第4章	原子力災害による避難者（広域避難者）の受入れ.....	4-15

第5編 一般災害対策計画

第1章	航空災害対策計画.....	5-1
第2章	道路災害対策計画.....	5-9
第3章	危険物等災害対策計画.....	5-18
第4章	大規模な火事災害対策計画.....	5-36
第5章	林野火災対策計画.....	5-44
第6章	雪害対策計画.....	5-53
第7章	感染症等対策計画.....	5-57

第6編 資料編

1	組織関係.....	資-1
---	-----------	-----

2	応援・協定関係.....	資-14
3	避難情報等の基準.....	資-29
4	情報・通信関係.....	資-32
5	避難所及び緊急避難場所.....	資-37
6	防災設備・施設及び防災拠点等.....	資-43
7	危険箇所関係.....	資-59
8	輸送・交通関係.....	資-61
9	救急・救助関係.....	資-67
10	備蓄関係.....	資-69
11	ごみ焼却・し尿処理・火葬場等の施設関係.....	資-70
12	文化財関係.....	資-74
13	災害救助法関係.....	資-76
14	要配慮者対策関係.....	資-101
15	町に被害をもたらした主な災害の統計資料関係.....	資-102
16	除雪体制関係.....	資-139
17	台帳.....	資-142